

IV 生活保護課業務の概要

1 保護の目的（生活保護法第1条、第3条）

生活保護は、生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、被保護世帯の自立を助長することを目的としている。

2 保護の申請（生活保護法第7条）

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始される。（要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。）

申請の受付窓口は、市の場合は市又は区の福祉事務所、郡部の場合は町村又は町村を所管する健康福祉センターとなる。

3 保護の決定（生活保護法第4条、第8条、第10条）

保護は世帯単位に適用することを原則とし、保護の実施機関は申請を受けると、その世帯員の収入、利用できる資産や稼働能力の有無、扶養義務者の扶養履行の可否、他の法律又は制度による保障・援助の有無等を調査し、これら全てを活用しても申請世帯は最低限度の生活を確保できないと認められる場合に保護を適用する。

保護の程度は、基準額からその世帯の収入として認定した額を差し引いた不足分となる。

4 保護の種類（生活保護法第11条～第18条）

保護制度での給付は次の8種類の扶助で構成されており、保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助を組み合わせ適用する。

扶助は原則として金銭給付で行う。ただし、医療扶助と介護扶助は医療、介護の現物給付となる。

生活扶助：衣食、光熱水費等の日常生活の需要を満たすための扶助

教育扶助：義務教育を受けるのに必要な扶助

住宅扶助：家賃や住宅の補修等に必要な扶助

医療扶助：医療を必要とするときの扶助

介護扶助：介護・支援を必要とするときの扶助

出産扶助：出産に必要な扶助

生業扶助：生業に必要な器具等の購入や技能習得に必要な扶助

葬祭扶助：葬祭が必要な場合に行う扶助

5 保護の基準（生活保護法第8条）

基準額は級地区分により異なる。

（県内市町村の級地区分 令和7年度）

級地区分	市 町 村 名
1級地-2 (6市)	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 習志野市 浦安市
2級地-1 (9市)	野田市 佐倉市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 四街道市
3級地-1 (15市1町)	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 東金市 旭市 勝浦市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 白井市 匝瑳市 香取市 印旛郡酒々井町
3級地-2 (7市15町1村)	上記以外の市町村

(1) 生活扶助基準額（令和7年度 3級地-2）

居宅第1類（食費・衣服等個人で消費するもの）

年齢区分	基準額
0歳～2歳	37,000円
3歳～5歳	37,000円
6歳～11歳	38,560円
12歳～17歳	40,900円
18歳～19歳	38,950円
20歳～40歳	38,950円
41歳～59歳	38,950円
60歳～64歳	38,950円
65歳～69歳	38,560円
70歳～74歳	38,560円
75歳以上	33,110円

居宅第2類（光熱水費・什器等世帯全体で消費するもの）

世帯人員	基準額	冬季加算Ⅵ区 (11月～3月)
1人	27,790円	2,630円
2人	38,060円	3,730円
3人	44,730円	4,240円
4人	48,900円	4,580円
5人	49,180円	4,710円

*6人以上は記載省略

*この他、妊産婦・母子・障害者等世帯員の状況に応じた加算や12月は期末一時扶助有

基準生活費の算定

基準生活費は、世帯単位で算定し、次の算式により算定した額とする。(10円未満は切上げ)

算式：A+B+C

算式の符号

A：第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額の合計額

B：次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C：第2類の表に定める地区別冬季加算額

逓減率

	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
率	1.00	0.87	0.75	0.66	0.59

*6人以上は記載省略

経過的加算額（月額・円）

	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0～2歳	0	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0

6～11 歳	0	0	0	0	0
12～17 歳	0	0	0	0	0
18～19 歳	0	0	0	0	70
20～40 歳	0	0	0	0	0
41～59 歳	0	0	0	0	0
60～64 歳	0	0	0	0	0
65～69 歳	0	0	0	0	0
70～74 歳	0	0	0	0	0
75 歳以上	0	450	0	0	0

*6 人以上は記載省略

特例加算

基準生活費の算出にあたっては、算定される額に世帯人員一人につき月額 1,000 円を加えるものとする。

(2) 教育扶助基準額

(令和 7 年度 全級地)

学 校 別	小 学 校 等	中 学 校 等
基 準 額	3,400 円	5,300 円
学 級 費 等	1,170 円以内	1,250 円以内
学 習 支 援 費	実費上限 (年額) 16,400 円以内	実費上限 (年額) 59,800 円以内

*この他、教材費・給食費・通学交通費等を支給

(3) 住宅扶助基準額

(令和 7 年度 3 級地 ただし、住宅維持費は全級地)

区 分	家賃・間代等 (月額)	住宅維持費 (年額)
一 般 基 準	8,000 円以内	135,000 円以内
特 別 基 準	1 人	195,000 円以内
	2 人	
	3～5 人	
	6 人	
	7 人以上	

(4) 出産扶助基準額

(令和 7 年度 全級地)

区 分	基 準 額	入 院 料	衛 生 材 料 費 (加算)
出産に要する費用	318,000 円以内	実費 (8 日以内)	6,200 円以内

(5) 生業扶助基準額

(令和 7 年度 全級地)

区 分		基 準 額	
生業費		47,000 円以内	
技 能 修 得 費	技能修得費 (高等学校等就学費を除く)	90,000 円以内	
	高等学校等 就学費	基本額 (月額)	7,300 円
		教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額

	授業料（高等学校等 就学支援金の支給に 関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 2 条各号に掲げるもの に在学する場合（同 法第 3 条第 1 項の高 等学校等就学支援金 が支給されるときに 限る。）を除く。）	高等学校等が所在する都道府県の条例に定め る都道府県立の高等学校における額以内の額
	入学料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定め る都道府県立の高等学校等における額以内の 額。ただし、市町村立の高等学校等に通学す る場合は、当該高等学校等が所在する市町村 の条例に定める市町村立の高等学校等におけ る額以内の額。
	入学考査料	30,000 円以内
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費	実費上限 101,000 円（年額）
就職支度費		34,000 円以内

(6) 葬祭扶助基準額

(令和 7 年度 3 級地)

区 分	大 人	小 人
基 準 額	191,600 円以内	153,300 円以内

6 救護施設等

救護施設は、身体上または精神上に著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設で、県内に 4 箇所設置されている。

また、医療を必要とする被保護者には医療保護施設、指定医療機関（生活保護法の指定を受けた病院・診療所）があり、介護を必要とする被保護者には指定介護機関（生活保護法の指定を受けた介護施設）等がある。

生活保護の実施体制

